

インドのプラスチック廃棄物管理規則

(2022年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地法律事務所 AsiaWise Group（AsiaWise 法律事務所・Wadhwa Law Offices）に作成委託し、2022年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび AsiaWise Group は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび AsiaWise Group が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

JETRO

目次

| | 項目 | ページ |
|---|----------------|------|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 本規則と関連する法令について | 1～3 |
| 3 | 本規則の適用対象 | 3～4 |
| 4 | プラスチック規制の内容 | 4～8 |
| 5 | 本規則違反に対する罰則規定等 | 8～9 |
| 6 | ケーススタディ | 9～11 |

インドのプラスチック廃棄物管理規則

1 はじめに

インドでは、これまで廃棄物や汚染物質から環境を保護するための法規制について活発に議論がなされ、法律や規則が制定・改正されてきた。プラスチックに関しては、1986年環境（保護）法（Environment（Protection）Act, 1986）に基づいて、2011年プラスチック廃棄物（管理および取扱い）規則（Plastic Waste（Management and Handling）Rules（2011））が規定され、その後、これに代わって2016年プラスチック廃棄物管理規則（Plastic Waste Management Rules, 2016）が制定された。その後、同規則は、2018年プラスチック廃棄物管理改正規則（Plastic Waste Management（Amendment）Rules, 2018）、2021年プラスチック廃棄物管理改正規則（Plastic Waste Management（Amendment）Rules, 2021）、2022年プラスチック廃棄物管理改正規則（Plastic Waste Management（Amendment）Rules, 2022）により改正されている。

本レポートでは、2022年3月9日現在における、これまでの改正を経た、最新のプラスチック廃棄物管理規則（以下、「本規則」という）について、本規則の概要、関連する法令およびガイドラインについて説明するとともに、本規則が適用される場面について設例に基づいて解説する。

2 本規則と関連する法令について

（1）2018年プラスチック廃棄物管理改正規則（Plastic Waste Management（Amendment）Rules, 2018）

本規則は、家庭やその他の場所から収集されるプラスチック廃棄物の（i）最小化、（ii）分別、（iii）リサイクルなどについて定め、プラスチック廃棄物の管理に関する規制枠組みを定めている。

本規則の適用対象者は、後述のとおり、すべての廃棄物排出者、地方自治体、製造者、輸入者、ブランド保有者、プラスチック廃棄物処理業者（リサイクル業者、共同処理業者などを指す。）、プラスチック製包装材の生産者などが広く含まれる。

本規則は、当初、プラスチック廃棄物の段階的廃止を義務付けていたものの、産業界からの強い反発があったため、2018年に廃止対象を「リサイクル不可能、エネルギー回収不可能、または代替用途のない多層プラスチック」に限る等の改正が行われた。さらに、2021年改正において、特定の使い捨てプラスチック製品の使用を禁止するなどの改正が行われた。そして、2022年改正において、新たに本規則の別表第2として、プラスチック製包装に関する拡大生産者責任に関するガイドライン（Guidelines on Extended Producer

Responsibility for Plastic Packaging。以下、「EPR ガイドライン」という) が定められた。

「拡大生産者責任」とは、「製品寿命が尽きるまで、環境に配慮した管理を行う生産者の責任」を意味し(同ガイドライン3条e項)、生産者、輸入者、ブランド所有者に対し、プラスチック廃棄物の回収、再生、再利用すべき重量の基準を定めるなどして、プラスチック廃棄物の削減を推進することが企図されている。

(2) 1986年環境(保護)法(Environment Protection Act, 1986)

1986年環境(保護)法(Environment Protection Act, 1986。以下、「1986年環境(保護)法」という)は、インドの環境法制の基幹となる法令であり、プラスチック廃棄物の排出等を含む、環境の持続可能性に悪影響を及ぼす可能性のある汚染やその他の要因から、環境を保護・保全することを目的として、中央政府に対し、規則や規制を制定する広範な権限を付与している。本規則も、本法に基づいて、中央政府により制定されている。

なお、インド最高裁判所は、本法と州政府が規定した他の法律の適用関係について、両者が矛盾する場合、同法が優先して適用されることを明示している。

(3) 1974年水質(汚染防止・管理)法(Water Prevention and Control of Pollution Act, 1974)

1974年水質(汚染防止・管理)法は、水質汚染の防止と制御を確実に実施することを目的として、下水や営業排水の処理等について規定しているところ、生活排水を除く下水の排水や営業排水を行う可能性のあるすべての産業、事業の設立を行う事業者、あるいは処理・処分システムを構築しようとする事業者は、産業、事業、処理・処分システムを稼働させるため使用する施設から排水を行う場合、州汚染管理委員会(State Pollution Control Board、以下、「SPCB」という)の事前承認を得る必要がある。同法は、この事前承認に際して、SPCBが条件を付すことも認めている。

本規則は、同法に基づいて SPCB に事前承認を申請する際、製品から発生するプラスチック廃棄物の回収計画を提出する必要がある旨を定めている。

(4) 1981年大気(汚染防止・管理)法(Air Prevention and Control of Pollution Act, 1981)

本法は、大気汚染の防止、管理、軽減を確実に実施することを目的として、大気汚染防止区域で工業用の設備を設置・操業しようとする事業者のうち、州政府によって指定されたものは、SPCBによる事前承認を得る必要がある旨規定している。

本規則は、同法に基づいて SPCB に事前承認を申請する際、製品から発生するプラスチック廃棄物の回収計画を提出する必要がある旨定めている。

(5) CPCB ガイドライン (Guidelines for Assessment of Environment Compensation to be levied for Violation ,of Plastic Waste Management Rules 2016) および州法

1986 年環境（保護）法の規定に基づき、環境保護に関するさまざまな権限と責務は、中央汚染管理委員会（the Central Pollution Control Board。以下「CPCB」という）に移譲されている。CPCB は、本規則に違反した場合の責任に関するガイドライン（Guidelines for Assessment of Environment Compensation to be levied for Violation ,of Plastic Waste Management Rules 2016。以下、「CPCB ガイドライン」という）を定め、本規則に違反した場合の環境補償（Environmental Compensation）に関して、罰則が科される基準や対象者等について公表している。

また、州によっては、プラスチック製品について独自の規制を規定している場合がある。例えば、連邦直轄領であるチャンディーガル等においては、行政命令によって、指定された使い捨てプラスチック製品の製造、保管、輸入、販売、使用、輸送、廃棄が全面的に禁止されている。

(6) 2016 年固体廃棄物管理規則 (Solid Waste Management Rules, 2016)

2016 年固体廃棄物管理規則は、固体廃棄物の処理、リサイクル、処理・処分に関して、遵守すべき基準、中央政府および州政府が負うべき義務を規定している。

本規則は、プラスチック廃棄物の管理に関して、2016 年固体廃棄物管理規則を参照しており、同規則の規律を組み込んでいる。

3 本規則の適用対象

(1) 適用対象の定義

本規則の適用対象として、以下のような個人または事業体等が規定されている。主な適用対象の定義および関連する規定は以下のとおりである。

ア 「廃棄物排出者 (Waste generator) 」

商業用あるいは家庭用のプラスチック廃棄物を排出するすべての個人、集団、機関、施設（本規則 3 条 y 項）。

イ 「製造者 (Manufacturer) 」

生産者が原材料として使用するプラスチック原料の製造に従事する個人、事業体、または代理業者（本規則 3 条 n 項）。

ウ 「生産者 (Producer) 」

プラスチックシート、キャリーバッグ、多層包装、プラスチックシートなどの製造

または輸入を行う者をいい、商品の包装のためにプラスチックシートや多層包装を使用する事業者や個人も含む。(本規則 3 条 t 項)。

エ 「路上ベンダー (Street Vendor) 」

道路、車道、歩道、公園その他公共の場所や私有地において、仮設の建物から、あるいは移動しながら、物品や食料品など日常的に使用する商品を市民に提供する従事者を指し、Hawker、Peddler、Squatter などその他地域特有の露天商を含む(本規則 3 条 w 項)。

オ 「輸入者 (Importer) 」¹

輸出入業者コードを有する者で、輸入し、または輸入しようとする者(本規則 3 条 k 項)。

カ 「ブランド所有者 (Brand-owner) 」²

登録されたブランドのラベルで商品を販売する個人または会社(本規則 3 条 b 項)。

キ 「地方自治体 (Local body) 」

都市自治体、nagar palika, nagar nigam, nagar panchayat 等、種々の都市地方組織をいい、プラスチック廃棄物の管理が委託された村自治組織 (Gram Panchayats) など、関連法令に基づいて構成されたその他の地方団体を含む(本規則 3 条 m 項)。
地方自治体は、独自に、あるいは代理業者や生産者を利用して、プラスチック廃棄物の分別、収集、保管、輸送、処理、処分のためのインフラの整備や設置を行う義務を有する。

¹ EPR ガイドラインが適用される場合、「輸入者」は、「プラスチック製包装、プラスチック製包装の施された製品、キャリーバッグ、多層包装、プラスチックシート等を輸入する者」をいう (EPR ガイドライン 3 条 f 項)。

² EPR ガイドラインにおける「ブランド所有者」とは、「登録されたブランドのラベルまたは商標で商品を販売する個人または会社」をいう (EPR ガイドライン 3 条 b 項)。

(2) 外国人または外国法人およびそのインド子会社等への適用

なお、本規則は、外国人または外国法人であっても、上記 3 (1) 等の適用対象に該当し、インドに存在またはインドで活動しているすべての個人および法人に適用される。上記の適用対象者に該当しない限り、インド拠点の海外の親会社等に本規則は適用されない。

4 プラスチック規制の内容

(1) 廃棄物排出者の義務

本規則は、廃棄物排出者について、廃棄物の分別、地方自治体や登録された廃棄物収集者、リサイクル業者、廃棄物回収業者等に引き渡すこと、地方自治体の定める料金の支払い等について定めている。同様に、プラスチック廃棄物を発生させる事業者や、オープンスペースでプラスチックまたは多層包装の食品の提供を伴うイベントを開催する責任者についても、廃棄物の分別や処分について規定している（本規則 8 条）。

(2) 本規則で定められるプラスチックの原料、規格、厚さ、マーキング・ラベリング等の仕様

ア プラスチックの規格、厚さなど

キャリーバッグ、プラスチックシート、またはプラスチックシートや多層包装で作られたカバーを製造、輸入、保管、配布、販売、使用する者は、以下のような仕様を満たす必要がある（本規則 4 条 1 項）。

(ア) キャリーバッグおよびプラスチック製包装は、顔料を添加していない自然な色合いにする、または「食品、医薬品、飲料水と接触するプラスチックにおいて使用する顔料と着色剤のリスト」（インド規格 IS9833 : 1981）に準拠した顔料と着色剤のみを使用して作成する必要がある（本規則 4 条 1 項 (a)）。

(イ) 再生プラスチック製のキャリーバッグまたは再生プラスチック製の製品は、調理済みの食品の保管、持ち運び、小分け、または包装に使用してはならない（本規則 4 条 1 項 (b)）。

(ウ) 未使用または再生プラスチック製のキャリーバッグの厚さに関しては、2021 年 9 月 30 日以降は厚さ 75 ミクロン以上、2022 年 12 月 31 日以降は厚さ 120 ミクロン以上である必要がある（規則 4 条 1 項 (c)）。

(エ) 多層包装と一体化していないプラスチックシート等および包装に使用されるプラスチックシートで作られたカバーで、製品を包装するために用いられるものは、製品の機能を損なう場合を除き、厚さが 50 ミクロン以上である必要がある（本規則 4 条 1 項 (d)）。

(オ) なお、堆肥化可能なプラスチックで作られたキャリーバッグおよび製品については、本規則の厚さに関する規定は適用されず、「堆肥化可能なプラスチックの仕様」（インド

規格 IS 17088 : 2008) に準拠する (本規則 4 条 1 項 (h))。

イ マーキング、ラベリングについて

プラスチック製キャリーバッグ、プラスチック製包装および多層包装には、以下の情報を英語で印字する必要がある (本規則 11 条 1 項)。

(ア) ブランド所有者が使用するキャリーバッグおよびプラスチック製包装の場合、製造者の名前、生産者またはブランド所有者の登録番号、厚さ (本規則 11 条 1 項 (a))。

(イ) 多層包装の場合の製造者の名前と登録番号 (輸入品に使用される多層包装を除く) (本規則 11 条 1 項 (b))。

(ウ) 堆肥化可能なプラスチック製のキャリーバッグの場合、生産者の名前と証明書番号 (本規則 11 条 1 項 (c))。

(エ) リサイクルされた各キャリーバッグには、以下のような「リサイクル」のラベルまたはマークを付け、随時修正される「プラスチックのリサイクルに関するガイドライン」(インド規格 IS 14534 : 1998) に準拠する (本規則 11 条 2 項)。



なお、上記ラベル上の記載の意味については、以下のとおりである。

「PET」：ポリエチレンテフタレート (Polyethylene Terephthalate)

「HDPE」：高密度ポリエチレン (High Density Polyethylene)

「V」：ビニール (Vinyl, PVC)

「LDPE」：低密度ポリエチレン (Low Density Polyethylene)

「PP」：ポリプロピレン (Polypropylene)

「PS」：ポリスチレン (Polystyrene)

「Other」: アクリロニトリルブタジエスチエン、ポリフェニレンオキサイド、ポリカーボネイト、ポリブチレンテレフタレート等その他あらゆる樹脂複合素材 (other means all other resins and multi-materials like ABS(Acrylonitrile butadiene styrene) ,PPO(Polyphenylene oxide) , PC (Polycarbonate) , PBT (Polybutylene terephthalate) , etc)

(3) 一定の種類プラスチックの使用の禁止

2022年7月1日以降、ポリスチレンおよび発泡スチロールを含む特定の使い捨てプラスチック製品の製造、輸入、保管、流通、販売および使用が禁止される(本規則4条2項)。

また、リサイクル不可能、エネルギー回収不可能、または代替用途のない多層プラスチックの製造および使用は、本規則(2018年改正)の施行日から2年以内に段階的に廃止することとされている(本規則9条3項)。

(4) 生産者、製造者、輸入者、ブランド保有者等に課せられるその他の義務等

(2)(3)のほか、本規則において製造者、生産者、輸入者、またはブランド保有者等に課せられる義務は主に以下のとおりである。

ア 廃棄物の回収計画の策定

生産者、輸入者、またはブランド保有者は、使用済みプラスチック包装を収集するシステムを導入し、生成されたプラスチック廃棄物を回収しなければならない。廃棄物の回収の計画は、SPCBに対して、設立、運営、または更新の承認を申請する際、併せて提出する必要がある(本規則9条2項)。

イ 登録義務

生産者、製造者、ブランド保有者、その他キャリーバッグ、リサイクル可能なプラスチックバッグまたは多層包装を製造する者、廃棄物を処理若しくは再利用し、またはそれを提案する者は、それぞれ、州または連邦直轄領の関係するSPCB、CPCBまたはPollution Control Committeeに登録をする必要がある(本規則9条5項、13条1項、2項、4項)。

またEPRガイドラインに規定されている生産者、輸入者、ブランド所有者についても、CPCBが管理するオンラインポータルへの登録が義務付けられる(EPRガイドライン6.1条、10.1条)。

ウ 記録保全の義務

すべての生産者は、キャリーバッグ、プラスチックシート等、プラスチックシートで作られたカバー、または多層包装を製造するための原材料として使用されるプラスチックの供給に従事するすべての者の詳細の記録を保全することが義務付けられている(本規則9条

6 項)。

エ **EPR** ガイドライン上課せられるプラスチック廃棄物の回収等の目標達成義務、プラスチック廃棄物削減に関する行動指針の策定、報告義務

EPR ガイドライン上、プラスチック製包装の生産者、輸入されたプラスチック製包装または輸入された製品に施すプラスチック製包装を扱う輸入者、**EC** 事業者を含むブランド所有者（一定の企業は除く）については、プラスチック廃棄物の回収、再生、再利用の目標が定められており（**EPR** ガイドライン 4 条）、その詳細は同 7 条に定められている。

なお、この目標達成義務に関しては、目標枠を超えて、回収、リサイクルが達成できた場合、その余剰分を取引できる旨を定めているため（同 8.3 条）、この制度を利用して、他社の余剰分の目標枠を買い取ることで目標を達成することも可能である。

また、生産者、輸入者、ブランド所有者は、プラスチック廃棄物削減に関する行動指針を策定した上（10.2 条）、**CPCB**、**SPCB** または **Pollution Control Committee** が別途定める書式に基づき、収集・処理したプラスチック製包装に関する年次報告書の提出も義務付けられている（同 10.6 条）。

報告や記録が求められる情報としては、包装に使用された再利用およびまたは再生材料に関する情報（同 10.6 条）のほか、ブランド所有者の場合は、生産者と輸入者から購入したプラスチック製包装の数量（同 10.3 条）、生産者と輸入者の場合は、ブランド所有者に対して提供したプラスチック製包装の数量（同 10.4 条）が挙げられている。

5 本規則違反に対する罰則規定等

（1）1986 年環境（保護）法上の罰則規定

本規則の違反については、1986 年環境（保護）法の罰則規定が適用される所、同法は、違反について、5 年以下の禁錮刑または 10 万 INR 以下の罰金、またはその両方が科されうる旨定めている（1986 年環境（保護）法 15 条 1 項）。また、この違反が継続した場合、最初の違反日を起算点として、1 日あたり 5,000 INR の罰金が科されうるほか（同項）、違反が認められた日(**conviction**)から 1 年以上違反状態が継続した場合、7 年以下の禁錮刑が科されうる（同法 15 条 2 項）。

また、同法は、会社による違反について、違反時に会社の業務遂行に責任を負っているすべての役員および取締役についても、処罰の対象となりうる（同法 16 条 1 項）。

（2）**CPCB** ガイドライン上の基準

本規則に違反した場合の環境補償に関する **CPCB** ガイドラインには、罰金等の罰則の基

準についても種々定められている。

例えば、CPCB ガイドラインによると、本規則 14 条 1 項の適用に関して、本規則の基準に反するビニール袋に製品を入れて販売した場合、当該ビニール袋の没収および、小売業者に対して 5,000 INR、路上ベンダーに対して 500 INR の罰金が、それぞれ地方自治体から科される旨が規定されている（CPCB ガイドライン 4 番第 3 表）。

また、罰金の支払いが 6 カ月以上遅れた場合（同第 4 表 4）、または本規則違反が 4 件以上続いた場合（同第 5 表 4）、CPCB または SPCB は、違反した設備の閉鎖を指示することができる旨も規定されている（同 5 番）。

（3）EPR ガイドライン上の罰則規定

EPR ガイドラインは、生産者、輸入者、ブランド所有者に課せられているプラスチック廃棄物の回収、リサイクル目標等を達成できなかった場合、環境補償金が課される旨を規定している（EPR ガイドライン 9.1 条）。もともと、3 年間は、過年度の不達成分を次年度以降に持ち越すことができ、次年度に過年度分の不達成分も含めて目標を達成することができれば、徴収された環境補償金の一部の返還を求めることができる（同 9.5 条）。3 年以内に目標が達成できない場合には、環境補償金は全額没収されることとなる（同条）。

また同ガイドラインによって課されている拡大生産者の義務を達成できなかった場合、SPCB または Pollution Control Committee によって社名が公表される（同 13.2 条）。

（4）その他

1986 年環境（保護）法は、政府に対して、同法違反を防止するため、関係者にさまざまな指示を行うことができる権限を認めており、その権限には、同規則に違反した場合の電気、水、その他サービスの供給停止または規制などを含む、産業や事業の閉鎖、禁止および規制に関する指示も含まれている（1986 年環境（保護）法 5 条、CPCB ガイドライン 3 番 d 項）。

6 ケーススタディ

【事例 1】インドの株式会社 A 社は、日本の B 社から、プラスチック製包装が使用された製品を購入して輸入し、同じ包装を使用してインドの顧客に販売している。A 社、B 社及びインドの顧客が従う必要のある規制どのようなものか。また、違反した場合の罰則はどのようなものか？

【回答】

(1) 「輸入者」とは、輸出入業者コードを有する者で、輸入し、または輸入しようとする者（前記 3（1）オ）、以下同じ）であるところ、同者が扱う製品が、キャリーバッグ、プラスチックシート等、または多層包装で作られたカバー等の包装を使用している場

合、本規則で定められるプラスチックの原料、規格、厚さ、マーキング・ラベリング等の仕様を遵守する必要がある（前記4（2））。これらに違反した場合には罰金、取締役への禁錮刑、事業所の閉鎖命令等の罰則が科される可能性がある（前記5（1）（2））。

また、プラスチック製包装、プラスチック製包装の施された製品、キャリーバッグ、多層包装、プラスチックシート等を輸入する者（前記3（1）脚注1）については、EPRガイドラインが適用される場所、同ガイドラインが適用される場合には、上述の包装規格の遵守に加えて、CPCBのオンラインポータルに登録する義務やプラスチック廃棄物回収等の目標達成や報告が求められる（前記4（4）エ）、違反した場合には、環境補償金が課される可能性がある（前記5（3））。

(2) 本件では、A社が輸出入業者コードを有している場合には、日本から製品を輸入していることから、本規則上の「輸入者」にあたる。そのため、A社は、日本から輸入した製品に使用されている包装が、本規則4条、11条等に定める仕様に適合しているか確認する必要がある。当該包装が、本規則の仕様に適合していない場合には、A社はこれをそのままインドの顧客に販売することはできず、本規則の仕様に適合させなければならない。A社が、これに違反する場合には、A社について罰金、取締役への禁錮刑、事業所の閉鎖命令等が科される可能性がある。

また、A社は、プラスチック製包装が使用された製品を輸入していることから、EPRガイドライン上の「輸入者」にもあたる。そこで、CPCBのオンラインポータルへの登録、同ガイドラインに定められたプラスチック廃棄物の回収等の目標の達成義務、報告義務も生じる。同ガイドラインに違反する場合には、環境補償金が課される可能性がある。

他方、本件のB社およびA社の顧客は本規則の適用対象者に含まれないため、本規則は適用されない。

【事例2】 インドに存在するC社は、プラスチック製包装が使用された製品を日本のD社から購入して輸入し、包装を開梱して新しい包装を施した後、インドの顧客に販売している。C社、D社及びインドの顧客が従う必要のある規制はどのようなものか。

【回答】

(1) 「生産者」とは、プラスチックシート、キャリーバッグ、多層包装、プラスチックシートなどの製造または輸入を行う者をいい、商品の包装のためにプラスチックシートや多層包装を使用する事業者をいう（前記3（1）ウ）。なお、EPRガイドライン上の定義も同一である（本規則3条t項、EPRガイドライン3条項）。「生産者」については、事例1で説明した本規則で定められるプラスチック包装に関する仕様を遵守する必要があるほか（前記4（2））、廃棄物の回収計画の策定、登録、記録保全等の義務に加え、事例1と同様に、オンラインポータルへの登録、プラスチック廃棄物の回収等の目標達成義務、報告義務等も課されることとなる（前記4（4））。なお、違反に対する罰則として、罰金、取締役への禁錮刑、事業所の閉鎖命令等の罰則のほか、また、EPR

ガイドライン違反として環境補償金が課される可能性がある（前記5）。

(2) 本件では、C社は日本から輸入した製品について、包装を開梱して新しい包装を施していることから、商品の包装のためにプラスチックシートや多層包装を使用する場合には、「生産者」に該当することとなる。そのため、C社は、包装に際して、本規則で定められるプラスチックの原料、規格、厚さ、マーキング・ラベリング等の仕様を遵守する必要があるほか、廃棄物の回収計画の策定、登録、記録保全等の義務を履行する必要がある。またEPRガイドライン上の義務として、目標達成義務、登録義務、報告義務が生じるのは、事例1と同様である。

他方、D社およびC社の顧客は本規則の適用対象者に含まれないため、本規則は適用されない。

【事例3】 インドに存在するE社は、本規則の適用対象外の製品を製造しているが、インドの顧客に販売する際に、規則の適用対象となるF社製のプラスチック製包装材を使用して製品を包装している。E社及びF社が従う必要のある規制はどのようなものか。

【回答】

- (1) プラスチック製包装等の「製造者」とは、生産者が原材料として使用するプラスチック原料の製造に従事する個人、事業体、または代理業者をいう（前記3（1）イ）。製造者についても、事例1および2同様、プラスチック包装に関する仕様を遵守する必要があるほか（前記4（2））、製造者としての登録義務を負う（前記4（4）イ）。
- (2) 本件についてみると、E社は自社製品にプラスチック製包装を行う事業者として、本規則およびEPRガイドライン上の「生産者」に、また、F社は、生産者E社が原材料として使用するプラスチック製包装材を製造する場合には「製造者」に該当することとなる。生産者であるE社については、前記事例2のC社と同様の義務を負い、F社については、包装に際して、本規則で定められるプラスチックの原料、規格、厚さ、マーキング・ラベリング等の仕様を遵守する必要があるほか、廃棄物製造者としての登録義務等を履行する必要がある。